

声 明

データベースに関して提案されている
独自の権利(*sui generis* right)
についての見解

平成13年10月17日

日本学術会議

要旨

1 声明の名称

データベースに関して提案されている独自の権利(*sui generis right*)についての見解

2 声明の内容

(1) 作成の背景

データベースに関して、これまでに認められている著作権に加えて、新たな保護制度を国際的に立法化しようとする動向がある。情報学研究連絡委員会学術データ情報専門委員会では、この新たに持ち上がった保護制度(法)を国際的にも国内的にも対応すべき重要課題と認識し、「データベース構築・公開体制」検討小委員会を設けて、その必要性和問題点を科学の発展という観点から検討した。この小委員会での議論の結果を学術データ情報専門委員会、さらには第17期情報学研究連絡委員会で審議した上でまとめたものを対外報告「データベースに関して新たに提案されている知的所有権について」として発表した。この対外報告に基づき、新たな検討を加え修正したものが、この声明文である。

(2) 現状および問題点

各国の著作権法は、素材データの選択または配列などの体系的構成に創作性を持つデータベースを保護することを定めている。したがって、多くの資金と時間を投入したデータベースであっても、創作性が認められなければ、著作権による保護の対象にはならない。その一方で、技術の発達により、データベースの複製が短時間ででき、配布も低コストで可能になった。こうした背景のもとで、欧州ではこれまでの著作権に加えて、データベースの投資者に独自の権利(*sui generis right*)を与えることで投資者を保護する制度が導入され、世界知的所有権機関WIPO (World Intellectual Property Organization) に国際条約草案が提出された。この動向に対して、ICSU (International Council for Science) とその常設委員会 CODATA (Committee on Data for Science and Technology) の特別共同委員会 (ad hoc Group on Data and Information) は、この権利の導入は科学の発展に対して悪影響を与える恐れがあることを警告している。しかしながら、わが国では学術研究・教育分野を代表しての意見発表はまだなされていない。

(3) 声明の内容の要点

ICSU の決議に表明されているように、学術の発展のためには、意見やデータを自由に交換できることが必須の条件である。近年、知的所有権の強化などによってこの必須条件が脅かされつつあるので、日本学術会議はこの「研究や教育のための意見やデータの自由な交換についての原則」についての基本原則をここで改めて確認する。データベース作成に投資をした者に独自の権利を与える制度の導入は学術データの自由な利用を制約し学術研究の発展を阻害する恐れがある。独自の権利を導入しなくても、他の法的手段、技術的方法によって、データベースの投資者を不正使用による経済的不利益から守ることが可能であろう。著作権に加えて独自の権利を導入することには、学術の発展という観点から反対であり、独自の権利の法制化の動向には慎重な対応が必要であることを表明する。

目次

主文	1 頁
説明	
1 はじめに	2
2 提案されている法的保護制度とこれまでの経緯	2
2.1 データベース産業界からの要望	2
2.2 欧米での動向	2
2.3 わが国における対応	3
3 学術データの公開と自由な利用の必要性	4
3.1 データの公開と科学の発展	4
3.2 データ公開の施策	5
4 独自の権利 (<i>sui generis</i> right) に対する学術研究分野からの反対意見	6
5 日本学術会議の担うべき責務	6
6 結論	7
参考資料 ICSU(International Council for Science)の決議	7

データベースに関して提案されている独自の権利(*sui generis* right)についての見解

(声明)

各国の著作権法は、素材データの選択または配列などの体系的構成に創作性を持つデータベースを保護することを定めている。したがって、多くの資金と時間を投入したデータベースであっても、創作性が認められなければ、著作権による保護の対象にはならない。その一方で、技術の発達により、データベースの複製が質の劣化なく短時間ででき、配布も低コストで可能になった。こうした背景のもとで、欧州ではこれまでの著作権に加えて、データベースの投資者に独自の権利(*sui generis* right)を与えることで投資者を保護する制度が導入され、世界知的所有権機関WIPO (World Intellectual Property Organization) に国際条約草案が提出された。わが国でも、WIPO での検討に対応するために、通商産業省(現経済産業省)の産業構造審議会および文化庁の著作権審議会(現文化審議会著作権分科会)のもとで、この新しい保護権利制度について検討された。しかしながら、学術研究・教育分野を代表する機関からの意見発表はまだなされていない。

ICSU (International Council for Science) の決議に表明されているように、科学の発展のためには、データが自由に利用できるように公開されていることが必須の条件である。近年の計算機・通信技術の進歩によって、データの利用をより簡単に、より高速に行うことが可能になり、また、国境を越えたデータ交換が容易となった現在、このことは以前にも増して、科学の発展のいっそう重要な要因となりつつある。このために、多くの分野で研究を進めるうえで基礎的なデータについての公開・共有システムを確立しようとする努力がなされている。公的資金(税金)を用いて実験や観測さらには調査から得られたデータは、一定期間、取得者の研究に使われた後は、原則として公開・共有されることが科学の発展にとって基本的に重要である。また、公的資金を用いて得られたデータや研究成果を公開することで社会に還元し、社会からの要請に応えることも研究者の義務である。近年、知的所有権の強化やデータの経済的価値の増大に伴ってデータの自由な交換が制約されようとしているので、日本学術会議は学術研究の遂行や教育の実施には意見やデータの自由な交換が必要不可欠であることをここで改めて確認する。

データベース作成に投資をした者に独自の権利を与える制度の導入は学術データの自由な利用を制約し学術研究の発展を阻害する恐れがある。創作性が認められないために著作権のないデータベースであっても、その構築には多くの労力と資金が必要であり保護されなければならないが、それはその他の法的手段、技術的方法などによって、投資者をデータの大量抽出・再利用などによる経済的不利益から守ることが可能であると考えられる。著作権に加えて独自の権利を導入することには、学術の発展という観点から反対であり、独自の権利の法制化の動向には慎重な対応が必要であることを表明する。

[説明]

1 はじめに

情報学研究連絡委員会学術データ情報専門委員会では、わが国のデータベース作成と公開についての問題点と活性化のための方策を検討してきた。この議論の最中に、これまでに認められている著作権に加えて、データベースに関する新たな保護制度の国際的な立法化をめざした動向が生じてきた。学術データ情報専門委員会では、この新たに持ち上がった保護制度（法）を国際的にも国内的にも対応すべき重要課題と認識し、「データベース構築・公開体制」検討小委員会を設けて、その必要性和問題点を科学の発展という観点から検討した。この小委員会での議論の結果を学術データ情報専門委員会、さらには第17期情報学研究連絡委員会で審議した上でまとめたものを対外報告「データベースに関して新たに提案されている知的所有権について」として発表した。この報告に基づき、これに新たな検討を加え加筆修正したものが、この説明文である。

2 提案されている法的保護制度とこれまでの経緯

2.1 データベース産業界からの要望

各国の著作権法は、素材データの選択または配列などの体系的構成に創作性を持つデータベースを保護することを定めている。したがって、多くの資金と時間を投入したデータベースであっても、創作性が認められなければ、著作権による保護の対象にはならない。その一方で、技術の発達により、データベースの複製が質の劣化なく短時間ででき、配布も低コストで可能になった。こうした背景のもとで、データベース作成に資金と時間をかけた投資者側には現在の著作権法とは別の保護制度の制定を望む意見がある。

2.2 欧米での動向

欧州では、データベース開発の促進のために有効な権利保護制度が1990年ごろから検討されてきた。その結果、European Union (EU) は、データベース投資者の保護のために投資者に独自の権利(*sui generis* right)を与える制度を導入するという政策判断をした。ここでいう独自の権利とは、データベースあるいはそれを構成するデータが著作権やその他の権利の対象となるか否かに拘らずデータベースへ投資をした者が独自にもつ権利という意味であり、データの抽出や再利用を許諾するかしないかを決定する権利のことをいう。1996年3月にEU理事会が採択した「データベース指令 (Directive)」では、加盟各国がこの目的のための法制度を1998年1月1日までに制定することを求めているほか、外国で作成されたデータベースは当該国に相当する制度がある場合のみ保護対象とすること(いわゆる相互主義)を規定している。また、EUは世界知的所有権機関WIPO (World Intellectual Property Organization) に同趣旨の国際条約の採択を提案した。米国のデータベース業界は欧州における動き(特に相互主義)に敏感に反応し、米国でも同趣旨の法制度導入の必要性を主張した。この結果、1996年5月に下院に法案(H.R.3531)が提出されたほか、米国からもWIPOに対して条約化の提案が行われた。

これらの動きに対して、従来より、科学の分野での知的所有権とデータ公開・

交換の国際的な問題を取り扱ってきた ICSU (International Council for Science) とその常設委員会 CODATA (Committee on Data for Science and Technology) は、共同して新たに提案された保護制度について検討し、その導入は科学の発展のために必須条件である科学データの自由な交換に制限を加え科学の発展を阻害する恐れがあると警告した。米国科学アカデミー (National Academy of Sciences)、米国工学アカデミー (National Academy of Engineering) などの学会関係者および図書館関係者は学術研究・教育などの活動についてのこの懸念に同調し様々な問題点を指摘したうえで、米国政府に対して WIPO での慎重な対応を求めた。

このような反対意見のために、WIPO データベース条約草案は 1996 年 12 月の外交会議では審議されなかった。1997 年 9 月に開催された WIPO の情報交換会議でこの保護制度についての検討が行われたが、条約化に向けての具体的な手段はとられなかった。WIPO は各国、EU、国際機関、NGO に検討状況や意見を 1998 年 4 月までに提出することを求め、各国や ICSU から提出されたレポートが公開されている (http://www.wipo.int/eng/meetings/1998/sccr_98/)。このレポートによると、WIPO データベース条約を積極的に法制化しようとする意見は EU 以外には見当たらない。このために、WIPO での議論は停滞ぎみである。

米国では、独自の権利を法制化しようとする法案 H.R. 3531 に対して、保護が長期間 (25 年)、刑事罰の規定、著作権で認められている fair use (批評、解説、報道、教育、研究、調査などの目的のための公正な使用) 例外規定がない、政府予算を用いて作成されたデータベースに対する例外規定がない、などの点で強い反対意見があり、1997 年にはデータベースの投資者に権利を与えるというのではなく、不正使用 (misappropriation) を禁止するという立場からの法案 H.R. 2652 が提出された。その後、議会とホワイトハウスの間でデータベースについて、著作権とは別の何らかの保護法案を立法化すること、その場合には政府データや fair use についての例外規定を設定すること、また EU データベース指令の相互主義条項を満たすこと、などで合意がなされ、第 106 議会 (1999 年 - 2000 年) では行為規制型の 2 つの法案 H.R. 354 と H.R. 1858 が検討されたが、いずれも成立しなかった。 (http://www.codata.org/codata/data_access/linn.html)。

EU 加盟国の全てがデータベース指令に沿ってすでに法制化を済ませている。この内、ドイツ、イギリスなどでは、学術研究・教育目的の利用については権利例外規定を設けているが、フランスでは同様の例外規定はない。欧州委員会は 2001 年にデータベース指令の影響を再検討することになっている。これに合わせて、CODATA/ICSU のグループは 2000 年 10 月イタリアでワークショップを開催し、学術研究・教育目的の利用についての例外規定を明示・拡大することを求めることとした。

2.3 わが国における対応

わが国では、EU データベース指令の相互主義に対応するために、あるいは、WIPO での検討に対応するために、通商産業省 (現経済産業省) の産業構造審議会および文化庁の著作権審議会 (現文化審議会著作権分科会) のもとで、この新しい保護権利制度についての検討がなされた。これらの検討内容をまとめた

ものがわが国からの報告としてWIPOに提出されているが、その内容はまとまった意見を表明したのではなく、論点の列挙にとどまっている (http://www.wipo.int/eng/meetings/1998/sccr_98/)。これとは別に、通商産業省(現経済産業省)での検討内容は「データベースの法的保護のあり方について(中間論点整理(案))」という表題のもとで公開されている (<http://www.meti.go.jp/feedback/data/i80325aj.html>)。この中で、データベースの保護のための規制の検討に当たっては、データベースの利用行為に対する規制権限を導入することによって、データベースの作成、提供に要する投資を保護する、データベース市場における公正な競争やデータベースに含まれる情報の円滑な利用を促進すると共に、公共性の高いデータに対する「知る権利」を確保する、との二つの要請を両立させる必要があることが明記されている。法形態としてデータベースの権利者に何らかの権利を与える方法と不正行為を禁止するという方法の二つが併記されていて、権利付与型の一形態である独自の権利の法制化が必要であるということは導かれていない。

社団法人日本電子工業振興協会(現日本電子情報技術産業協会)もWIPOに対して報告を提出している。この中で、わが国の現行の著作権、不正競争防止法および民法などの法的保護制度の実情や技術的な保護手段の存在からすると、現時点では早急に新しい制度を導入する必要性がない、もし仮に必要性が生じたとしても、最初から今提案されている独自の権利を導入するのではなく、公正な競争を保障するのに必要な最小限の規制をまず検討すべきである、という意見を表明している。

これらの報告が示すように、わが国では新しい保護権利制度導入についての要求は必ずしも強くない。このために、急いで立法化する動向はない。しかしながら、米国の法制化の結果次第では、事態の急変も考えられる。また、わが国の現行著作権とその他の保護制度がEUのデータベース指令で提案されている独自の権利保護制度に相当するとみなされるかどうかは不明である。

3 学術データの公開と自由な利用の必要性

3.1 データの公開と科学の発展

科学の発展のためには、データが自由に利用できるように公開されていることが必須の条件である。近年の計算機・通信技術の進歩によって、データの利用をより簡単に、より高速に行うことが可能になり、また、国境を越えたより遠方との間でのデータ交換が容易となった現在、このことは以前にも増して、科学の発展にとっていっそう重要な要因となりつつある。

近年注目を集めている環境問題を例にとると、地球環境や生態系の変動と維持には数多くの要素が関与し、それら要素間の相互作用は、極めて複雑多岐であるばかりでなく、空間的にも時間的にも広範囲であり多種多様である。このような多種多様な要素を総合的に取り扱う必要のある地球科学や生態学では、多くの量(物理量や個体数など)を様々な場所で長年にわたって観測し、データを蓄積しなければならないし、また場合によっては、リアルタイムでのデータ利用が要求される研究活動も増加してきた。このような広範な領域にわたる研究には、研究者間における自由で迅速なデータアクセスを保証する高度に組織

化されたデータベースと最先端通信技術を駆使した情報交換システムが必要である。このため、地球科学の分野では、学会が中心となり多くの研究者が参加し、データ公開・共有システムを確立する努力がなされている。

分子生物学の分野でも、同様の国際的なデータ公開・共有システムの重要性が認識され運用されている。ある研究者が実験により DNA の塩基配列を決定したとすると、その研究者は決定したデータを世界的なデータベースに計算機通信網を用いて登録すると同時に、データベースに蓄積されたデータと比較することにより、研究を進めることが可能となっている。また、公開されたデータベースからデータを抽出し、解析を行い、データ取得者がまったく意図しなかった新しい知見にたどりついた例も多数存在する。

社会科学分野では、個々の研究者の行った実態調査の類は、二次的利用を想定した公開共有のためのデータアーカイブにデータベース化され寄託するのが多くの国の研究者間で共通慣習とし定着しつつある。さらには、公的資金を用いてなされた統計調査の結果も、プライバシーを侵害することのないように充分配慮したうえで、公開することが学問研究の活性化にとって望ましい。

人文科学分野でも、諸文明の古典文献や近現代作家などのテキスト・データベースは研究方法に重大な質的变化をもたらしつつある。テキストや画像などを収録したデータベースの利用は人文科学の未来を左右するものと位置付けられている。

教育においても、分野を問わず、また、あらゆる教育の場において最新のデータベースの活用が極めて重要なものとなりつつある。

ここで挙げた事例以外でも、基礎的なデータの公開・共有システムが科学の発展のために本質的な役割を果たしていることには疑いがない。

3.2 データ公開の施策

データは使われることに価値がある。データはデータベースにして公開されなければ、そのデータの取得に直接関与した少数の研究者によって部分的に使われるだけになる。データの内容を熟知した専門家によって吟味・評価されたデータがデータベース化されて公開されれば、そのデータの利用価値は何倍にも高まる。また、いかなるデータについても、現在存在するデータが将来にどのように科学の発展をもたらすかを予想することは、科学の本質からして不可能なことである。これらの事情は、米国では良く認識されていて、政府の資金を用いて得たデータは一定の研究期間の後に、原則として公開されることになっている。そのため、実験・観測計画の中にデータ処理・公開計画を明示し、それに対する予算措置を講じることが普通に行われている。米国以外の国でも、公的資金（税金）を用いて行われた実験や観測さらには調査から得られたデータは、一定期間、取得者の研究に使われた後は、原則として公開・共有されることが科学の発展にとって基本的に重要である。また、公的資金を用いて得られた研究成果を公開することで社会に還元し、社会からの要請に応えることも研究者の義務であると考えられる。

4 独自の権利に対する学術研究分野からの反対意見

1) ICSU の決議（参考資料参照）に明記されているように、科学の発展のた

めには、データや意見の自由な交換が必須である。データの抽出と再利用に対して制限を加えようとする独自の権利は、科学の発展を阻害する恐れがある。

- 2) 計算機・通信技術の発達によって、異なる分野で得られたデータや知識の統合化が容易になり、そのことから、例えば環境問題などの、複雑な現象の解明と対応策作成が促進されるものと期待されている。独自の権利の法制化は、計算機・通信技術の発展によって可能になった新しい研究方法や技術開発方法を無力化する。
- 3) 特許権や著作権などの知的所有権は学術・文化・産業の発展という公的な利益を究極の目的としている。この公的な利益のためには、著作者の私的な権利を制限することもやむをえない場合が起こりうる。このために、例えば、米国著作権法では、批評、解説、報道、教育、研究、調査などの目的での著作物の公正な使用 (fair use) が例外規定に定められている。これに対して、投資を保護するというスキームでは商業上の利用も学術上の利用も区別がなく、投資者の権利という私的な利益と学術・文化の発展という公的な利益との間のバランスが法的枠組みの中では設定できない。このために、たとえ例外規定を設けるとしてもそれは極めて限定的にならざるを得ない。例えば、EU のデータベース指令では、教育・研究上で “ illustration ” のためのみの例外規定を国内法で定めることができるとなっている。このような限定的な例外規定では学術研究の遂行には不十分である。また、ICSU の決議文に明記されている原則 “ full and open exchange of data and information for scientific and educational purposes ” にも反する。
- 4) わが国では著作権に加えて独自の権利の導入を強く要求する意見は見当たらないので、現時点においては新しい権利を導入することの必要性が明確には示されていない。不正競争防止法などの他の法的手段によって、営利を目的とする不法行為に対して十分に保護できると考える。実際に、米国で検討された法案は、強い反対意見があった H.R.3531 を除くと、すべてが不公正な競争を禁止するというアプローチである。もし、不正競争防止法などの現行法に不十分な点があれば、その点を改善すればよい。また、多くの商業データベースで用いられているように、ID 番号・パスワードによるアクセスおよび検索の制限などの技術的手段によってデータの大量抽出・再利用などを防止することは可能であろう。

5 日本学術会議の担うべき責務

著作権や特許などの知的所有権のあり方は、産業や文化・芸術や学術の発展に重大な影響をおよぼす。このために、経済産業省や文化庁では常設の審議会を設け常に問題点とその対応策が検討されている。しかしながら、知的所有権のあり方についての国としての政策決定は、産業や文化・芸術に加えて学術や教育分野からの意見を統合してなされるべきである。日本学術会議は、学術や教育に携わる者を代表して、国としてのこの政策決定のプロセスに参加する必要がある。そうでなければ、学術や教育の遂行に重大な支障をきたす場合が起

きることが懸念される。

最近、学術研究に公的資金を投入することの理由付けとして、納税者に対しての知的所有権という形での見かえりが期待できるという説明がしばしばなされている。しかしながら、知的所有権の獲得をあまりにも優先すると、科学が本来持っている魅力から人々の目をそらしてしまうことになりかねない。例えば、「データベース投資者に独自の権利を与えることはデータベース構築のインセンティブになる」という意見があるが、学術研究者は純粋な知的探求や社会的責任からデータベースを構築するのであって、知的所有権の獲得が目的ではない。知的所有権優先主義を基礎科学の分野にまで持ち込むと、学術資料、データ、アイデアなどの国境を超えた交換や人的交流が円滑にはできなくなり、長期的には科学の発展を阻害する恐れがある。また、知的所有権の推進策が発展途上国にもたらす影響も考慮しなければならない。もし知的所有権によって学術・文化・経済の発展が阻害されるとするならば、それは知的所有権制度の本来の目的とも合致しない。このように、日本学術会議には、社会に対して長期的・世界的な視点からの、学術ひいては産業の発展のために望ましい知的所有権のあり方についての提言、学術のもつ本来の魅力についての説明が求められていると考える。

6 結論

以上のような検討に基づいて、日本学術会議は「研究や教育のための意見やデータの自由な交換についての原則」を確認すると共に、著作権に加えて独自の権利を導入することには、学術の発展という観点から反対であり、独自の権利の法制化の動向には慎重な対応が必要であることを表明する。

参考資料 ICSU(International Council for Science)の決議

General Assembly Resolution, 1999

Noting that in the course of the monitoring activities set up following the last General Assembly, ICSU Press, CODATA, ICSTI, COSTED, and SCFCS* have noted threats to the free flow of scientific data and information inherent in the developing national and international legislative framework for intellectual property;

Calls on national members to take appropriate steps to ensure that their governments and legislators are aware of the needs of research and education when new national and international laws are being framed in the areas of intellectual property, copyright, and related rights.

*CODATA = Committee on Data for Science and Technology

ICSTI = International Council for Scientific and Technical Information

COSTED = Committee on Science and Technology in Developing Countries

SCFCS = Standing Committee on Freedom in the Conduct of Science

General Assembly Resolution, 1996

Noting that there may be constraints on the free flow of scientific data and information, imposed on grounds of national security, confidentiality, commercial value, copyright, or historical disciplinary practice;

Recommends as a general policy the fundamental principle of full and open exchange of data and information for scientific and educational purposes.

General Assembly Resolution, 1988

Noting that:

the success of international co-operative programmes in science depends on an unprecedented sharing of scientific data and information;

ICSU has a long-standing commitment to the free circulation of scientists and access to scientific data and information; and

processes of data and information handling and dissemination are rapidly becoming technically more sophisticated and potentially more expensive for those who provide and use their services;

Recommends all ICSU members to support the fundamental principle of open exchange of data and information for scientific purposes by strongly urging public and private organisations in all countries to facilitate access to scientific information and data needed to address the research objectives of ICSU programmes; and

Further recommends that the Executive Board establish a mechanism to monitor the implementation of his principle and take action on problems that may arise.